高鍋町農業経営収入保険加入支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、近年の農産物の価格下落等へのリスク軽減を目的として、全国農業共済組合連合会と業務委託契約を締結する宮崎県農業共済組合が取り扱う収入保険制度（以下「収入保険制度」という。）への農業者の加入促進を図るため、予算の範囲内において、高鍋町農業経営収入保険加入支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等の交付に関する規則（昭和47年高鍋町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第２条　助成金の交付を受けることができる者は、町内に住所を有する個人又は主たる事務所を有する法人のうち、次の要件を全て満たすものとする。

(1)　町税の滞納がないこと。

(2)　暴力団（高鍋町暴力団排除条例（平成23年高鍋町条例第８号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係者（条例第２条第３号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しない者

(3)　全国農業共済組合連合会が定めるところにより、収入保険制度に係る保険関係を成立させた者

(助成対象経費及び助成金の額)

第３条　助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、全国農業共済組合連合会が定めるところにより、収入保険制度に係る加入者が負担する掛捨て保険料に要する経費とする。

２　助成金の額及び助成限度額は、別表に定めるところによる。

(助成金の対象となる保険期間）

第４条　前条に規定する助成対象経費は、次に掲げる保険期間に係る経費とする。

(1)　個人の場合は前年の12月に新規及び継続加入した収入保険の保険料及び事務費

(2)　法人の場合は当年度中に新規及び継続加入した収入保険の保険料及び事務費

(事業の期間)

第５条　本助成金の事業期間は、次に掲げる期間とする。

(1)　個人の場合は１月１日から12月31日まで

(2)　法人の場合は保険の開始日からその年度の２月28日まで

(申請に必要な書類）

第６条　規則第３条第４号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1)　収入保険証書の写し又は収入保険制度の加入を証明できるもの

(2)　保険料及び事務費の金額が分かる書類

(3)　前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(実績報告の期間）

第７条　規則第13条第１項の規定による実績報告は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の３月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(助成金の返還）

第８条　町長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は収入保険の保険期間中に解約若しくは解除されたときには、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(保険の名義変更による継続年数)

第９条　保険の契約者が経営移譲等の理由で保険期間の途中及び保険の継続申込みの際に名義を変更した場合、継続年数は名義変更前の契約者の年数を引き継ぐ。

(その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

２　この訓令は、令和10年３月31日までに申請のあった助成金の交付に関する手続きが完了した日に、その効力を失う。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 助成対象経費 | 区分 | 助成限度額 |
| （加入者負担保険料＋事務費）×１/３ | 新規 | 50,000円 |
| 加入者負担保険料×１/３ | 継続１年目 | 40,000円 |
| 継続２年目 | 30,000円 |
| 継続３年目 | 20,000円 |
| 継続４年目 | 10,000円 |